

厚生委員会会議録

平成26年5月8日(木)

(開会) 13:28

(閉会) 13:38

案 件

1. 議案第45号 専決処分の承認

(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第45号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第45号、専決処分の承認について補足説明をいたします。お手元に配付しております議案資料の15ページをお願いいたします。今回の専決処分は地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。議案資料の17ページに新旧対照表を載せておりますが、わかりにくいと思いますので別紙のお手元に配付しております資料でご説明をいたします。

今回の主な改正点は、後期高齢者支援金分及び介護交付金分の賦課限度額の引き上げと均等割、平等割の減額対象範囲の拡大でございます。まず①の限度額の引き上げは、第3条第3項及び第4項並びに第24条において後期高齢者支援金等課税額については、賦課限度額を14万円を16万円に改め、介護納付金課税額を12万円を14万円に改めるものでございます。②の減額対象範囲の拡大につきましては、第24条において第2号で5割軽減の対象所得の算定におきまして対象者数を被保険者数から、納税義務者を除いていたものを含んで算定するようにいたしております。また第3号において、2割軽減の対象所得の算定において35万円を45万円に改めております。この限度額及び軽減対象範囲の拡大による影響でございますが、まず限度額引き上げの影響につきましては、支援金分が差し引きの166世帯の減で1003万2474円の減、介護分144世帯、754万3092円、あわせて1757万5566円の減ということになります。この減額になった分が基本的には国保会計の税収の増になります。続きまして、軽減対象範囲の拡大の影響額についてご説明いたします。下のほうになりますけれども、5割軽減分が1615世帯、7700万5370円の増、2割軽減分が633世帯の減、974万6240円の減額で総トータルで6725万9130円の影響額となっております。この分は税収から差し引かれるような形になりますけれども、最終的には国、県、市の繰入金のほうで補てんされるようになります。

資料の2ページ目をお願いいたします。カラー刷りでお渡ししている分になりますけれども、赤い部分が7割軽減の対象の部分になりますけれども、今回はこの分は変更にはなっておりません。ブルーの部分が5割軽減でその外側の下側になりますけれども、こげ茶色の部分が2割軽減対象だった分が今回5割軽減の対象になった分でございます。その結果、5割軽減が先ほど説明いたしましたように、増額なり対象世帯の増になっております。黒い線で囲っている、それから下の緑色の部分が2割軽減になりますけれども、この一番外側の黄色の部分が今回拡大による2割軽減の世帯の増分になりますけれども、5割軽減に移行した分と新たに2割軽減になった世帯を差し引きますと最終的には減少ということになっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

賦課限度額の2万円ずつの引き上げですけれども、もともとこの目的というのは何なんでしょう。

○医療保険課長

今回の限度額の引き上げにつきましては、高所得者の方に負担を求めるということになっておりますが、国は最終的には社会保険と同様に限度額をあわせるような形の考えを持っておりますが、今回は支援分と介護分、各々2万円の増額になっております。

○宮嶋委員

いま言われた高所得者と言われるのは、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○医療保険課長

非常に定義が難しいんですけども、今回、引き上げの対象となる世帯の分布からいたしますと大体給与所得で500万円以上の方が対象となっておりますので、その部分以上の方が高所得、まあ国保の対象者で言います高所得者というような形になっております。

○宮嶋委員

給与を500万円もらった方が高所得者なのかなというふうなことを思いますけれども、限度額の影響額ですけれども改正前586世帯で、改定後が420世帯っていうことは、結局14万円を超える世帯が586世帯で、支援分でいくとですね、16万円を超える所帯が420所帯で金額がそれぞれこれだけになりますよということで、この数字を見てよろしんでしょうか。

○医療保険課長

委員がおっしゃるとおり420世帯が今回の限度額を超える世帯、差し引きの166世帯が14万円から16万円の間の世帯として考えていただければよろしいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

高所得者に負担を強いるということですが、それぞれ世帯によって人員の分布とか、構成というのが違いますから一概に給与が幾らで保険税がこのくらいだから、高所得なのかどうかというところ辺がなかなか、そこそこでつかめないわけですが、いま4月から消費税も上がりました。いろんな負担がふえてくる中で両方かかれば4万円近い、最高額でいけば4万円近い負担がふえるということでもありますので、大変な家計を抱えてらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、低所得者のほうに対する軽減の分については大いに賛成なんですけれども、この限度額の引き上げに対しては反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。